

第8回労働協約交渉 その1

昇格・専任社員及び重点項目で交渉

*新制度導入以降、昇格・昇進していない社員は直ちに昇進・昇格させよ！
 *専任社員の労働条件の改善を

国労の主張

◆「新人事・賃金制度」導入以降、昇進・昇格していない社員については、直ちに昇進・昇格させること。

会社の見解

合格レベルに達しないものを昇格させるつもりはない。

国労の主張

◆B年限の短縮と、C1等級まではB年限で昇格させること。

会社の見解

C等級までB年限を設けることは考えていない。

国労の主張

◆昇格試験の人事考課については本人に説明すること。

会社の見解

会社の責任で「公平・公正」に行なっていく。

国労の主張

◆出向社員の昇格試験結果と人事考課を本人に説明すること。

会社の見解

出向先において日常的な指導は行っている。

◆専任社員の労働条件を次のように改善すること。

- ①賃金を改善すること ②休日を増やすこと ③契約満了報労金の区分IVを新設し、IIを技術、IIIを主任、IVを助役とすること

会社の見解

①現行制度を変えるのは難しい。

「長澤運輸事件」については特殊な会社の特殊な判決。今後の判決の行方にも注視していきたい。

②鉄道業の特性により、特別な業務内容、勤務形態の導入は考えていない。

③他会社に例を見ない制度であり、これを引き上げる考えはない。



国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩